

国立市財政のいま

I 国立市の基本情報

- ・国立市の人口（2012(平成 24)年 1 月 1 日現在）：
73,100 人（住民基本台帳人口）／74,511 人（外国人登録を含む住民基本台帳人口）
- ・国立市の面積：8.15 平方キロメートル
- ・国立市の人口密度：1 平方キロメートルあたり 8,969 人（9,142 人）
- ・都内類似団体¹：福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・稲城市・あきる野市

II 財政状況の推移

1. 収支の状況と収支のバランス

■予算の状況

- ・予算額の推移

	予算額	財源穴埋め額				財源穴埋め 対予算比
		財政調整基金 繰入額	減税 補てん債	臨時財政 対策債	総額	
2004(16)年度	23,534,187	327,187	210,000	1,077,000	1,614,187	6.86%
2005(17)年度	22,213,061	394,083	210,000	840,000	1,444,083	6.50%
2006(18)年度	24,342,000	536,617	160,000	750,000	1,446,617	5.94%
2007(19)年度	25,416,000	499,000		692,000	1,191,000	4.69%
2008(20)年度	23,855,000	400,000		640,000	1,040,000	4.36%
2009(21)年度	23,639,000	150,000		871,000	1,021,000	4.32%
2010(22)年度	25,594,000	457,000		1,008,000	1,465,000	5.72%
2011(23)年度	25,505,000	467,000		891,000	1,358,000	5.32%

- ・予算は歳入歳出同額で組む。歳入の裏づけのない事業は行うことができない。国立市は市税等の収入だけでは、その年やりたい事業費を賄うことができないため、財政調整基金（貯金）の取り崩しと臨時財政対策債等の赤字地方債²の借り入れによって、予算を組んでいる。
- ・市報の「10 億円不足」との記事はこのような計算に基づくもの。

¹ 類似団体：人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）によって、市・町村それぞれを分類したもの。国立市は、人口 50,000～100,000（類型Ⅱ）、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次 95%以上でⅢ次が 65%以上（類型 3）であるため、Ⅱ・3 に分類され、全国で 55 団体ある。東京都以外では埼玉県志木市・神奈川県逗子市・静岡県伊東市・大阪府藤井寺市・福岡県太宰府市など。自治体の財政状況や施策などを比較する際にしばしば用いられる。

² 赤字地方債と臨時財政対策債：地方債は地方財政法第 5 条に基づき、原則として公共施設等の建設事業（資産形成につながるもの）などのためにのみ起債することが可能だが、特例として臨時財政対策債や減税補てん債など、経常的な支出に充当することができる地方債を発行することができる。臨時財政対策債は地方交付税の財源不足を補てんする目的により 2001 年に 3 年間の期限付きで制度が創設された。以降 2004 年、2007 年にそれぞれ 3 年間延長され、2010 年、2011 年に 1 年ずつ延長されている。元利償還金は全額地方交付税の基準財政需要額に算入され、理論上は普通交付税で交付される。ただし実額交付ではないため、元利償還額より交付税額が少ない状況にある。

- ・ 国立市の予算規模は概ね 230 億円程度で推移してきた。
- ・ 2006(平成 18)年度・2007(平成 19)年度の予算額が大きいのは清化園衛生組合跡地の買収費用 17 億円弱が計上されていたことによる。
- ・ 2010(平成 22)年度からは子ども手当制度が創設されたことにより、予算規模が大きく膨らむこととなった。どこの自治体も同じ状況。

■決算の状況

- ・ 決算額の推移

	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出 差引 (C) : (A) - (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (E) : (C) - (D)	単年度収支 (F) : (E) - 前年度の (E)
2004(16)年度	21,666,163	21,388,521	277,642	0	277,642	107,591
2005(17)年度	22,161,713	21,880,326	281,387	0	281,387	3,745
2006(18)年度	22,752,108	22,454,020	298,088	4,513	293,575	12,188
2007(19)年度	25,190,845	24,885,377	305,468	407	305,061	11,486
2008(20)年度	24,364,660	24,020,030	344,630	85,432	259,198	△45,863
2009(21)年度	25,930,214	25,617,481	312,733	10,263	302,470	43,272
2010(22)年度	25,817,016	25,425,881	391,135	35,100	356,035	53,565

積立金 (歳出総額に含まれ ている。黒字要素。) (G)	繰上償還金 (歳出総額に含まれ ている。黒字要素。) (H)	積立金 取崩し額 (歳入総額に含まれ ている。赤字要素。) (I)	実質単年度収支 (J) : (F) + (G) + (H) - (I)	赤字地方債 発行額 (歳入総額に含まれ ている。赤字要素。) (K)	実態としての 実質単年度収支 (L) : (J) - (K)
86,459	0	100,000	94,050	947,700	△853,650
141,588	0	100,000	45,333	947,100	△901,767
147,427	0	1,409	158,206	671,900	△513,694
151,086	0	360,000	△197,428	650,000	△847,428
186,939	95,346	320,000	△83,578	640,000	△723,578
135,451	205,466	0	384,189	934,000	△549,811
152,586	0	100,000	106,151	700,000	△593,849

- ・ 歳入総額から歳出総額を差し引くと、直近 5 年間では 3 億円程度の黒字 (C の欄)。しかし、前年度の繰越金を次年度に使っているので、2010 (平成 22) 年度単年度だけでみると、54 百万円程度の黒字になる (F の欄)。また歳出には積立金として財政調整基金に積み立て (貯金) したもの、歳入には逆に積立金 (貯金) を取り崩したものが含まれている。これを加減すると実質単年度収支として表される (J の欄)。この時点で 2007 (平成 19) 年度、2008 (平成 20) 年度の 2 年間は赤字となる。さらに歳入には赤字地方債 (借金) (次の項参照) で工面した額 (K の欄) が含まれている。この額を引くと、その年度に実態としてどのくらいの収入不足があったかがわかる。2010 (平成 22) 年度で 5 億 9 千万円程度、2009 (平成 21) 年度で 5 億 5 千万円程度のマイナスとなる (L の欄)。収入不足として、これを赤字と捉えたと、毎年結構な額の赤字を出していることになる。

■臨時財政対策債と地方交付税制度

・臨時財政対策債と地方交付税制度

・地方交付税制度とは

- ・国税の一定割合（所得税 32%、法人税 34%、国消費税 29.5%など）等を交付
- ・地方交付税全体の 94%が普通地方交付税、6%が特別地方交付税
- ・普通地方交付税は、地方税等の収入の地域間格差を調整し（財源調整機能）、各自治体が一
定の行政運営を行うことができるようにする（財源保障機能）機能を有し、基準財政需要
額から基準財政収入額を控除した額を交付

・不足する交付税財源の代替としての臨時財政対策債

・実額の交付ではない「交付税措置」

・国立市としては、臨時財政対策債を純粋に市の負債と位置づけて認識する必要性

■決算を分析する手法と財政に関する指数

・決算を分析する手法としての決算統計（地方財政状況調査）

・総務省が示す作成要領に基づき各自治体で作成

普通会計の設定：通常一般会計と普通会計の範囲は相当重なるが、特別会計は自治体独自で
設けることができるため、一般会計にどのような経費が含まれているかは全国の自治体ごと
に異なる。普通会計を設けることによって、統一的な基準により、比較が行えるようになる。

統一的な基準による分類：決算を目的や性質ごとに分類

→決算統計の結果を用いることによって、自治体財政の比較分析を行うことができる

・財政分析ツールとしての「決算カード」（決算統計の数値を一枚のシートにまとめたもの）

・「市民による〇〇市の財政白書」：新聞報道で報道されている市民による財政分析は、決算統 計を用いたものが多い

・類似団体との比較／市町村財政比較分析表／歳出比較分析表

・財政力指数

・財政力指数とは地方自治体の基準財政収入額を基準財政需要額で除した指標。標準的な財政 需要を満たすために、どれだけの自主財源があるのかを示す値。自治体の財政力を表す数値 として用いられる。1 を上回ると普通交付税不交付団体となる。

・交付税総額の推移と財政力指数の変化

	03(H15)	04(H16)	05(H17)	06(H18)	07(H19)	08(H20)	09(H21)	10(H22)	11(H23)
財政力指数 (単年度)	0.978	1.026	1.062	1.075	1.055	1.072	1.077	0.984	0.967
財政力指数 (3ヵ年平均)	0.937	0.978	1.022	1.054	1.064	1.067	1.068	1.044	1.009
交付税総額 (単位:億円)	180,693	168,861	168,979	159,073	152,027	154,061	158,202	168,939	173,734
前年度 伸び率	△ 7.5	△ 6.5	0.0	△ 5.9	△ 4.4	1.3	2.7	6.9	2.8

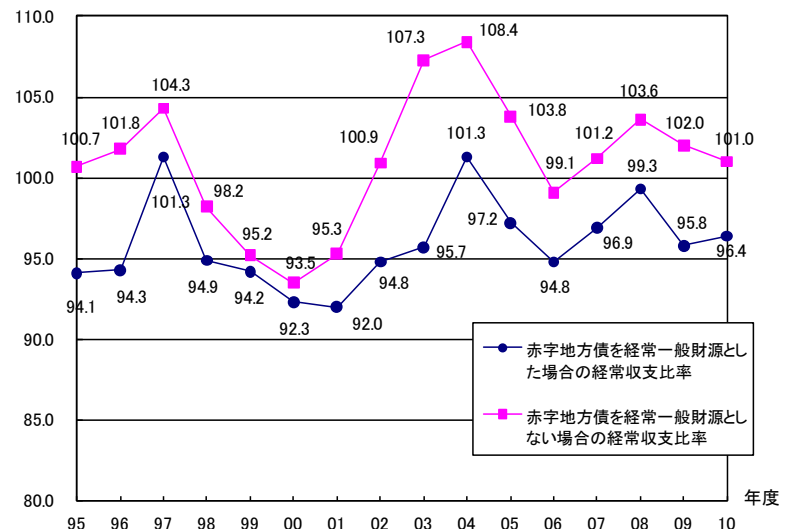
・交付税総額の減少とともに、国立市の財政力指数が伸びている。実態が伴わなくても、数

字上財政力がついたこととなる。

- ・国立市は 2004（H16）に財政力指数が 1 を越え、以降普通交付税は交付されてこなかったが、交付税総額が反転して増えていることに伴い、2010（H22）より再び交付団体に転じている。2011（H23）も交付される見込み。

・経常収支比率³

- ・経常収支比率とは地方自治体の財政の弾力性を示す指標として用いられる。経常経費充当一般財源を経常一般財源総額で除した数値。
- ・国立市はここ何年も高い値で推移しており、硬直した財政状況が常態化している様子がわかる。

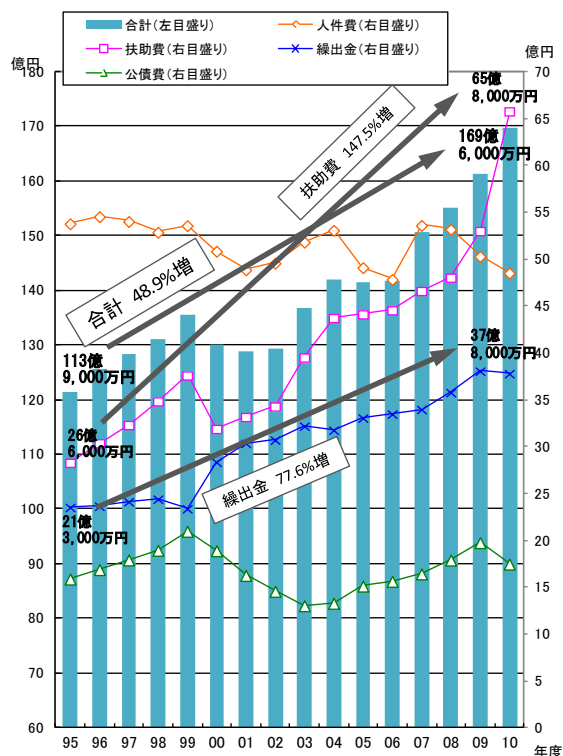


- ・1998（平成 10）年度からの改善基調は、行財政健全化努力と地方交付税交付額の伸びによるもの。
- ・2001（平成 13）年度以降は、国の財政再建と連動する形で、急速に地方財政全体の絞り込みが行われる中で、市の行財政健全化の取り組みも追いつくことができず、再度悪化する結果となった。
- ・2006（平成 18）年度までの改善基調は、景気の一時的な回復や税制改正に伴う減税廃止の影響など、市税の伸びに伴う分母（収入）の増加が寄与している。
- ・2010（平成 22）年度の速報値では、赤字地方債を経常一般財源とした場合の経常収支比率は上がり、赤字地方債を一般財源としない場合の経常収支比率は下がっている。これは、赤字地方債を一般財源とした場合の経常収支比率は、実際の財政状況が良くなるわけではないのに、臨時財政対策債を発行すればするほど、数値が良くなるということが生じてしまう例。
- ・近年は、退職手当の動向などにより、増減を繰り返しているが、高い値で推移している状況に変化はない。今後も扶助費や特別会計への繰出金の伸びが予想されており、この体質を改善する必要性が急務である。

³ 「経常収支比率」は図のとおり、現在 2 つの表し方がある。1 つは赤字地方債（注 2 参照）を分母（収入）に加えた数値、1 つは加えない数値。公式な数値としては、00（平成 12）年度までは加えない数値を、01（平成 13）年度以降は加えた数値を用いている。これは 01（平成 13）年度の普通交付税制度の改正において、国の地方交付税特別会計が借りて地方の財源不足分を補てんする方式から、地方自治体が臨時財政対策債を直接借りて補てんする方式に切り替わったことによるもの。ここでは、数値の継続性を見るために、それぞれの方式での数値の表としている。

2. 歳出の動向

■義務的経費・繰出金歳出額の推移



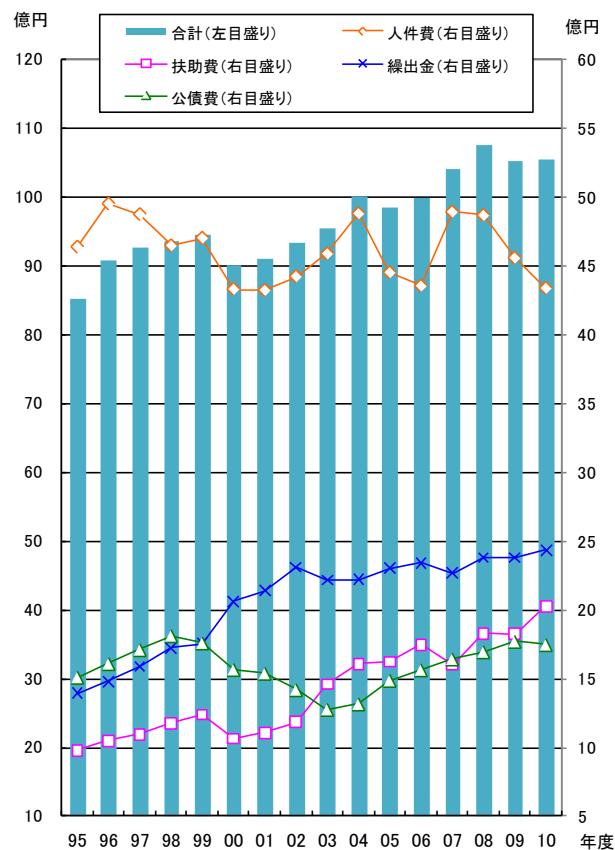
- ・人件費はほぼ一定で推移
 - ・退職金の影響により、大きく左右
 - ・トレンドとしては減少基調
- ・扶助費は倍増
 - ・2000(平成12)年度の減は介護保険制度がはじまり、繰出金への移行による
 - ・近年は、生活保護費、障害者自立支援給付費の伸びが顕著
 - ・2010(平成22)年度は、子ども手当の影響
- ・繰出金もほぼ倍増
 - ・介護保険と後期高齢者医療は右肩上がり
 - ・下水道事業、国民健康保険の赤字繰出の重い負担
 - ・繰出金は、そのほとんどを市税等の一般財源で負担しなくてはならないため、この増加が最も重い負担
- ・公債費はN字型
 - ・近年の赤字地方債の増

■経常一般財源等で負担している額の推移

- ・経常一般財源等で負担する額
 - ・経常収支比率を算出する数式の分子にあたる数値
- ・人件費と公債費は歳出額とほぼ同じ線形
 - ・両方とも多くを経常一般財源等で負担
- ・扶助費は倍増
 - ・歳出額との連動による増
 - ・「三位一体の改革⁴」の影響による増
- ・繰出金もほぼ倍増

⁴ 「三位一体の改革」の全体像は、地方自治体側から見て、国庫補助負担金改革約△4.7兆円、税源移譲約3兆円、地方交付税改革約△5.1兆円。詳細については、総務省の職員がその間の経緯と内容を記述したものとして以下の文献がある。

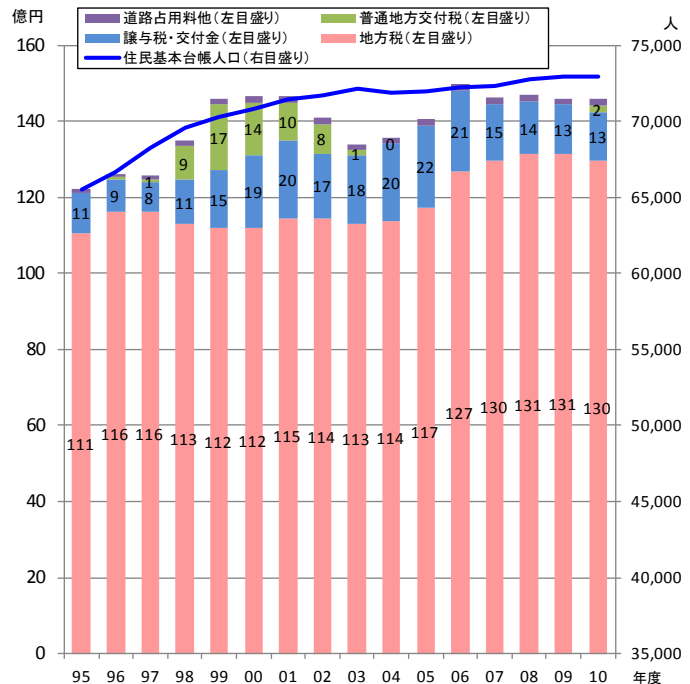
佐藤文俊編著『三位一体の改革と将来像 総説・国庫補助負担金(シリーズ 地方税財政の構造改革と運営 第1巻)』(ぎょうせい、2007年)、黒田武一郎編著『三位一体の改革と将来像 地方税・地方交付税(シリーズ 地方税財政の構造改革と運営 第2巻)』(ぎょうせい、2007年)



3. 歳入の動向

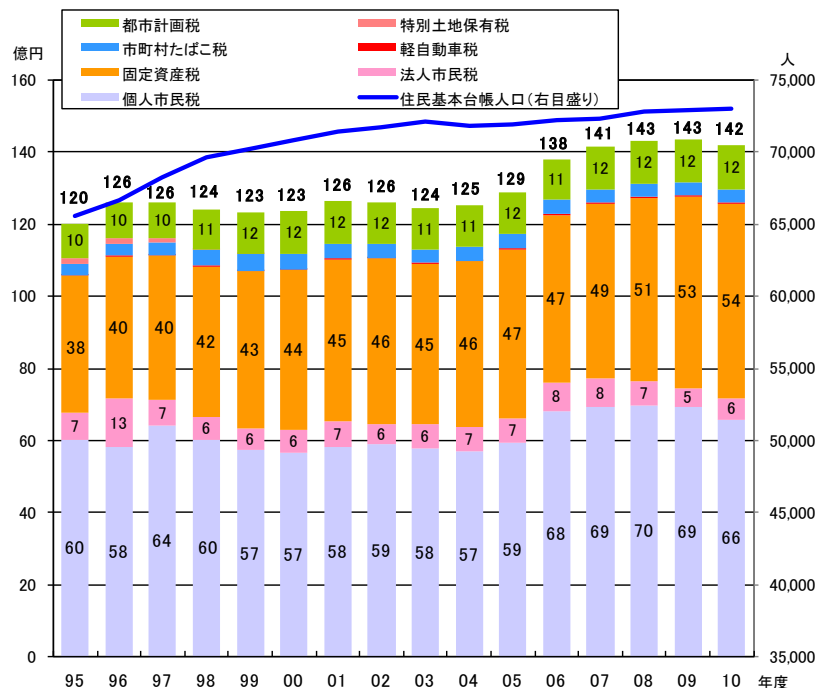
■経常一般財源の推移

- ・経常一般財源
 - ・「一般財源」とは使いみちが決められていないお金。
 - ・「特定財源」とは収入の時点で使いみちが指定されているお金。
- ・市税が中心の経常一般財源
- ・制度変更により左右されて推移
 - ・2003(平成 15)～2005(平成 17)年度は臨時財政対策債を多く発行することで財源手当
 - ・2006(平成 18)年度の増は、定率減税の縮減と一時的な景気浮揚
 - ・2007(平成 19)年度の税源移譲はマイナスの結果に
- ・今後は交付税の動向、「税と社会保障の一体改革」などの制度改革の影響にも左右



■市税収入の推移

- ・市税の中心は個人市民税と固定資産税
- ・制度改革の影響を強く受ける個人市民税の推移
 - ・定率減税の影響／所得の伸びの停滞／三位一体の改革による税源移譲の影響
- ・額が大きくなり、あまり変動していない法人市民税
 - ・税率変更の影響は限定的
- ・堅調な伸びを示してきた固定資産税
 - ・負担調整措置による土地の伸び
 - ・新築家屋の増に伴う家屋の伸び
 - ・課税客体捕捉強化による償却資産の伸びと減少阻止
 - ・負担調整措置の頭打ちにより見込まれる土地の伸び率の停滞
- ・収納課の徴収努力による市税収入の確保



Ⅲ 国立市の財政を厳しくした理由

1. 下水道事業の元利償還金が厳しいこと。

- ・大雨が降ると、大学通り、東地域は水があふれていた。そのため、市の大きな課題は長年下水道の整備にあった。
- ・東京都の処理場（北多摩二号水再生センター）の開設は遅く、1989(平成元)年になってやっと開設された。
- ・開設に合わせて80年代後半から90年代前半にかけて、集中的に下水道の整備を進めたが、この時期はバブル期。高利率の地方債を発行して、費用を工面しなくてはならなかった。
- ・下水道整備は莫大なお金が必要。便益も長期間にわたるため、借入期間は30年となる。
- ・そのためここ10年以上、高い元利償還金を支払い続けている。2010(平成22)年度は17億5千万円程度（うち一般会計（市税など）で負担した額が12億8千万円程度）であった。
- ・雨水分の元利償還金は自然現象なので、市の税金で負担しなくてはならない。毎年11億円程度かかっている。
- ・汚水分は、本来、使った方が支払う下水道使用料で賄わなければならないが、利用料収入が少ないため、穴埋めとして毎年2億円程度税金で負担している。

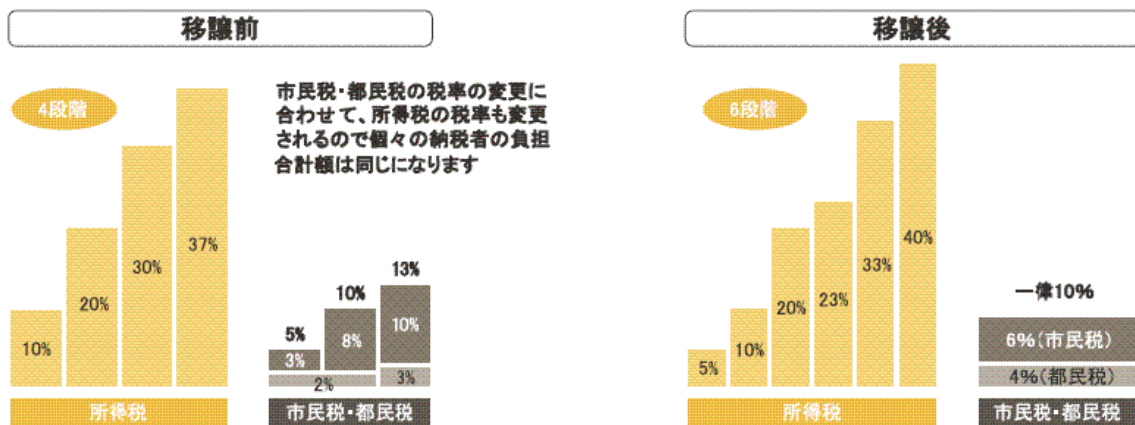
2. 元利償還が厳しい時期と国が地方財政全体を絞り込む時期が重なってしまったこと。

- ・2000(平成12)年度から2007(平成19)年度にかけて、国政府は、地方交付税総額の急速な絞り込みを行った。
- ・P.3の表のとおり、交付税総額が減少するとともに、国立市に交付される額は減少し、0に。下水道の元利償還が厳しい時期と重なったことになる。
- ・その結果、ある程度の行財政改革では追いつかない状況となった。
- ・ここ何年かは普通交付税が交付されるようになったが、市税収入の減少と他の経費の伸びによって、財政状況が好転することにはなっていない。

3. 三位一体の改革による国庫補助負担金の減額と税源移譲の増額が釣り合わなかったこと。

- ・三位一体の改革とは、2004(平成16)年度から2006(平成18)年度にかけて行われた、国と地方の政府間財政調整機能である、国庫補助金、税源配分、地方交付税を一体として改革するもの。P5の注を参照。
- ・地方交付税は別として、地方自治体全体で見た場合、国からの補助負担金が削減され、その分が税を移譲することによって賄われる形となった。税源移譲は下記の表のとおり。
- ・国立市は市民全体の所得に占める割合が6%を超えていたため、逆に減収となった。
- ・国庫補助負担金の穴埋めとなるように制度設計された税源移譲がマイナスとなったため、三位一体の改革により、国庫補助負担金の減額と地方税収入の減額という二重の財政的負荷がかかる結果となった。

図表 2007(平成 19)年度税源移譲



【 西東京市 HP (<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/zeikin/kozinsiminzei/zegenijo.html>)より引用 】

3. 義務的経費・繰出金が右肩上がりに増加していること。

- ・ P. 5 の義務的経費・繰出金歳出額の推移の表を改めて細かく分析。
- ・ 総額は右肩上がりで推移。48.9%増。
- ・ 人件費はほぼ一定で推移している。退職金の影響により、大きく左右されるが、トレンドとしては減少基調
- ・ 公債費はN字型で推移。近年の赤字地方債の増
- ・ 扶助費は1.5倍になっている。2000(平成12)年度の減は介護保険制度がはじまり、繰出金への移行によるもの。近年は、生活保護費、障害者自立支援給付費の伸びが顕著。2010(平成22)年度の急増は、子ども手当の影響による。国や都からの補助金によって賄っている部分もあるため、すべて市税等の一般財源で賄っているわけではない。ただ年々負担は重くなっている。
- ・ 繰出金も伸びが著しい。77.6%増。介護保険と後期高齢者医療は右肩上がりで推移している。国民健康保険税で賄うべき医療給付費のうち、税で不足している部分を穴埋めしている国民健康保険特別会計の赤字繰出しが大きく伸びている。下水道事業特別会計への繰出金は高い値で推移している。繰出金はそのほとんどを市税等の一般財源で負担しなくてはならないため、この増加が最も重い負担となっている。

4. その他の要因として

- ・ 財源不足の拡大に追いつかない行財政改革
- ・ 地方自治体を巡る状況の変化（国制度変更により左右される地方自治体／都制度変更により左右される東京都下市町村）

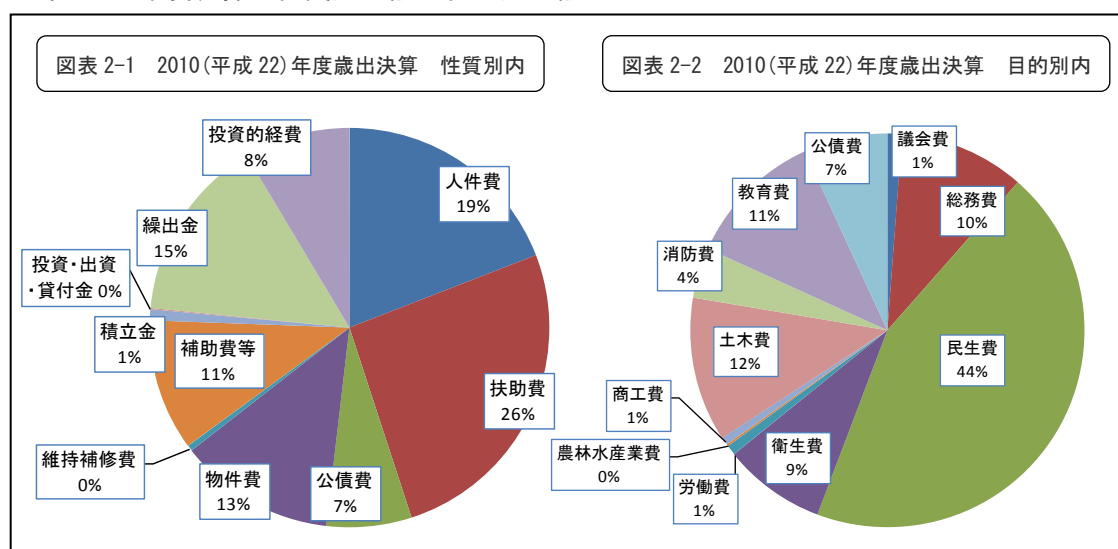
Ⅳ 22 年度決算における多摩 26 市財政状況比較

1. 決算の分類方法

■性質別歳出と目的別歳出とは

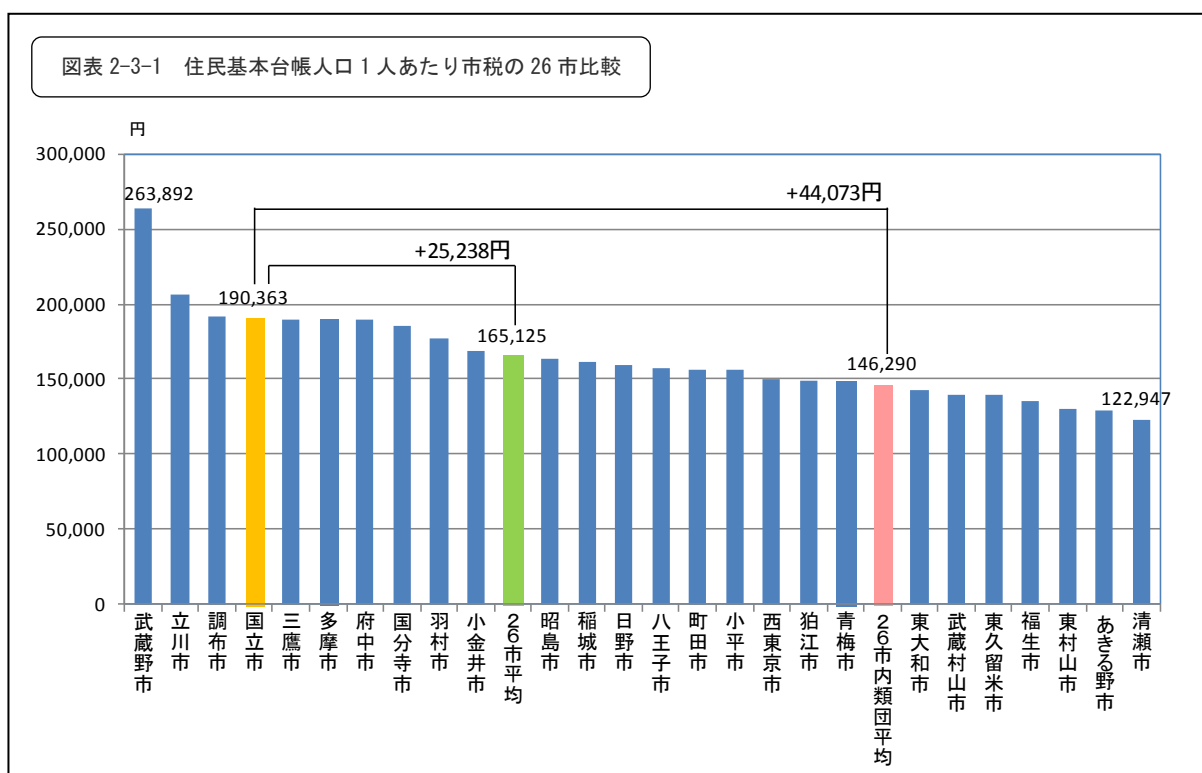
- ・「性質別歳出」とは、人件費や扶助費といったように歳出を横断的に見た分け方
- ・「目的別歳出」とは、経費を行政目的に応じて区分したもので、議会費や教育費といった分け方
- ・財政を分析する際には、「性質別歳出」と「目的別歳出」の両方から見る必要がある

■国立市の 22 年度決算 性質別内訳と目的別内訳



2. 歳入の比較

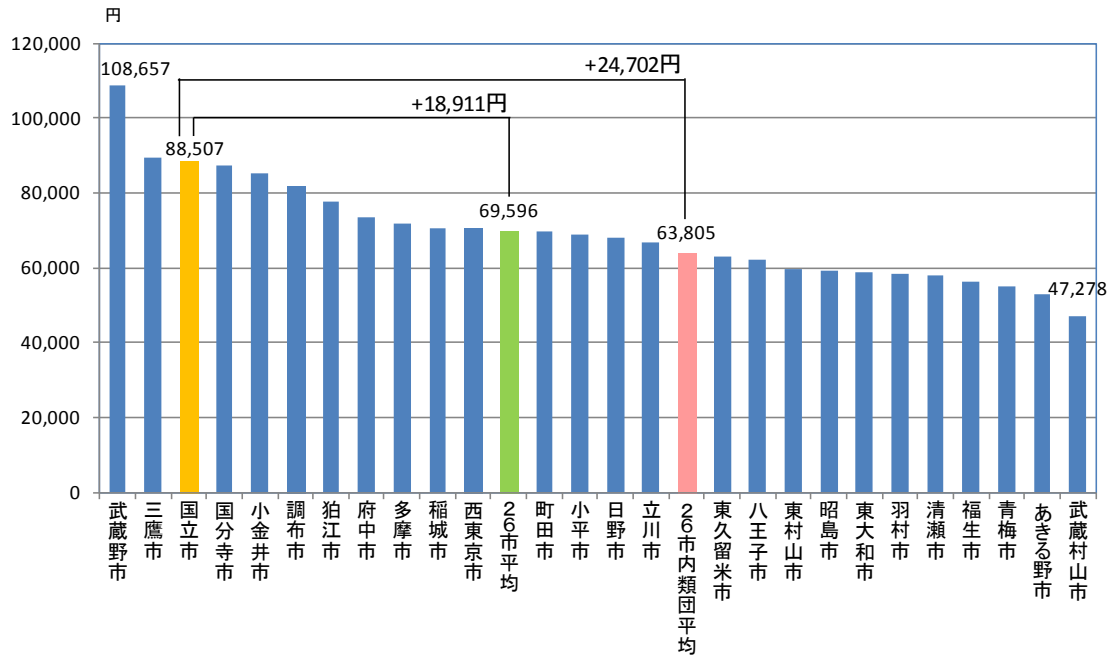
■市税の比較





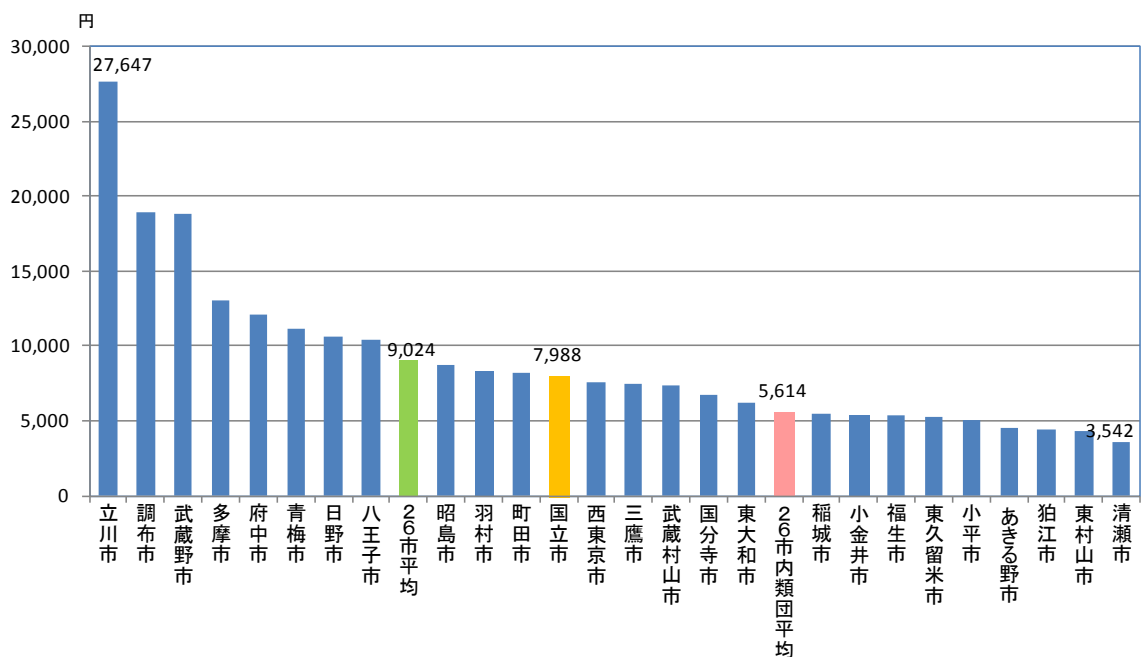
■市税 個人市民税の比較

図表 2-4 住民基本台帳人口 1 人あたり個人市民税の 26 市比較



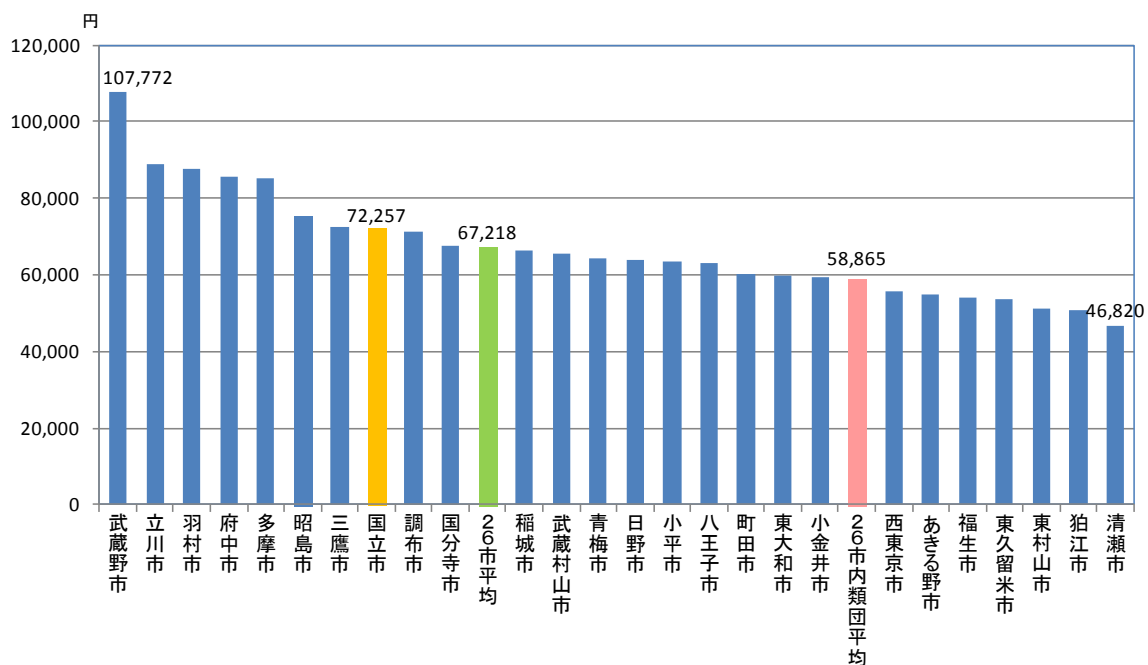
■市税 法人市民税の比較

図表 2-5 住民基本台帳人口 1 人あたり法人市民税の 26 市比較



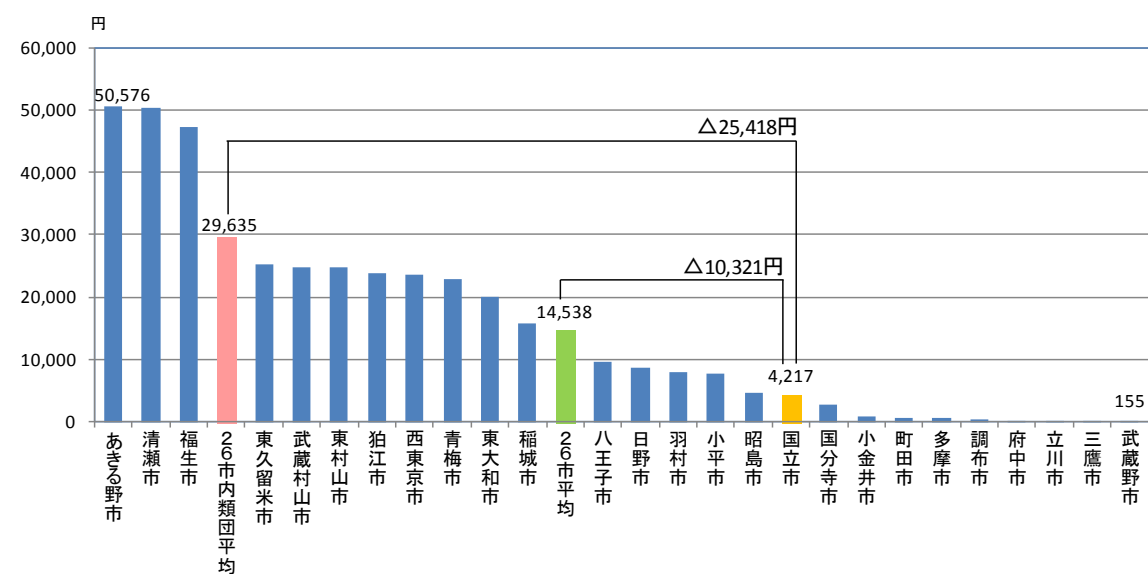
■市税 固定資産税の比較

図表 2-6 住民基本台帳人口 1 人あたり固定資産税の 26 市比較



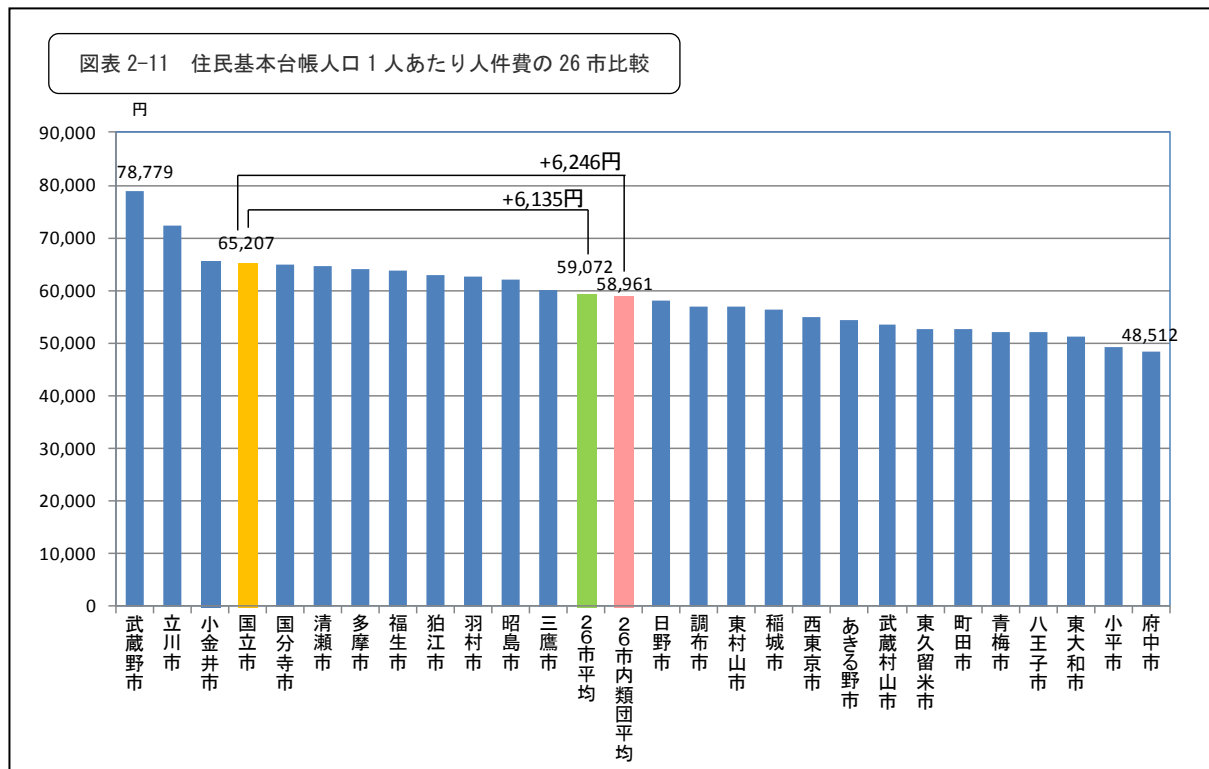
■地方交付税交付金の比較

図表 2-10 住民基本台帳人口 1 人あたり地方交付税交付金の 26 市比較

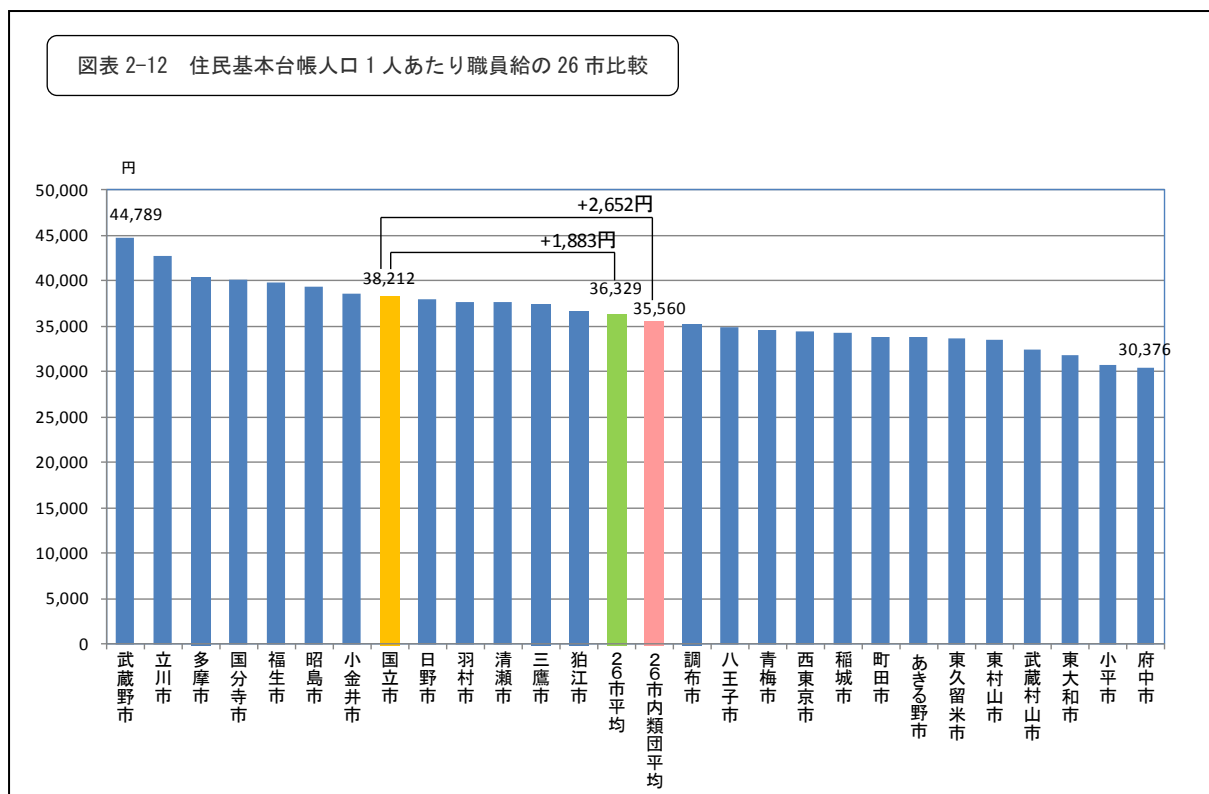


3. 歳出 性質別経費の比較

■人件費の比較

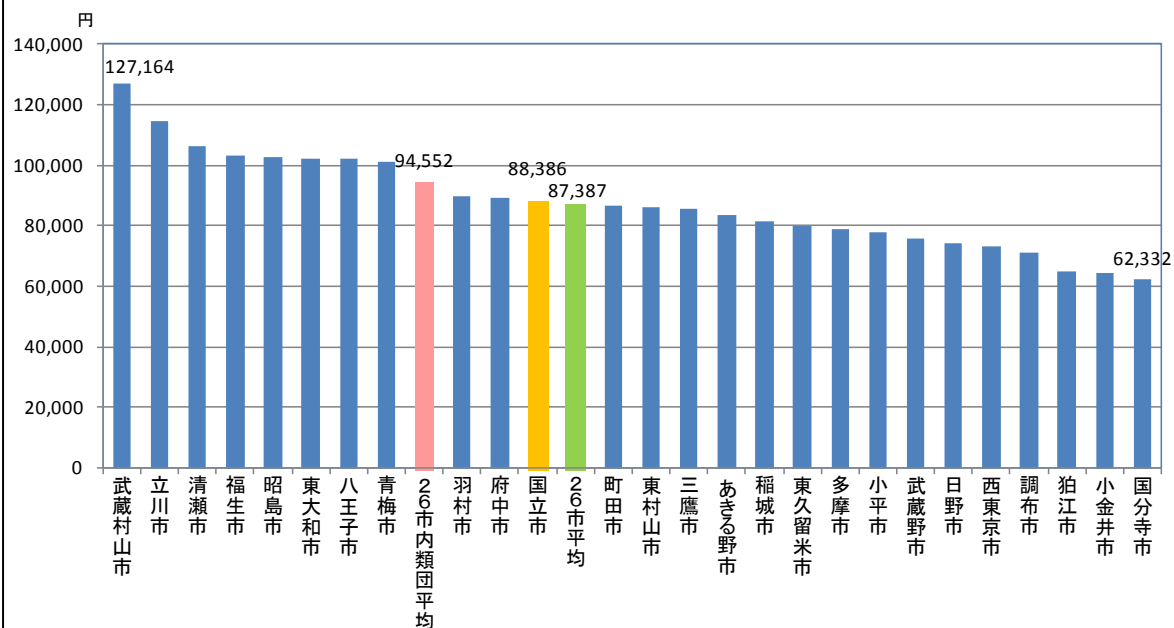


■職員給の比較



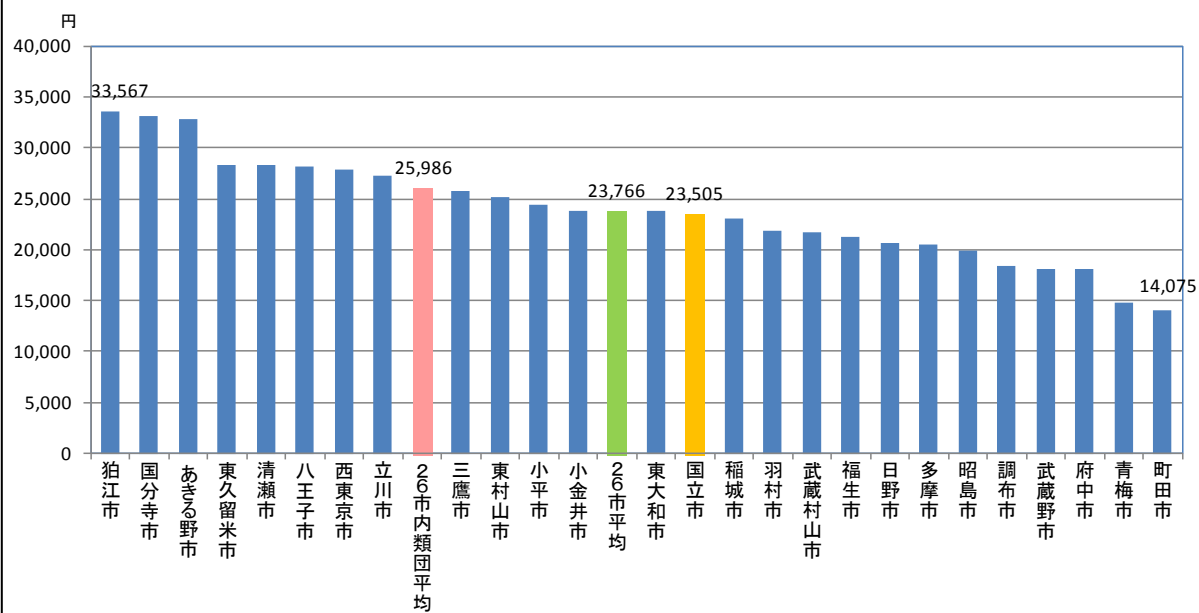
■ 扶助費の比較

図表 2-13 住民基本台帳人口 1 人あたり扶助費の 26 市比較



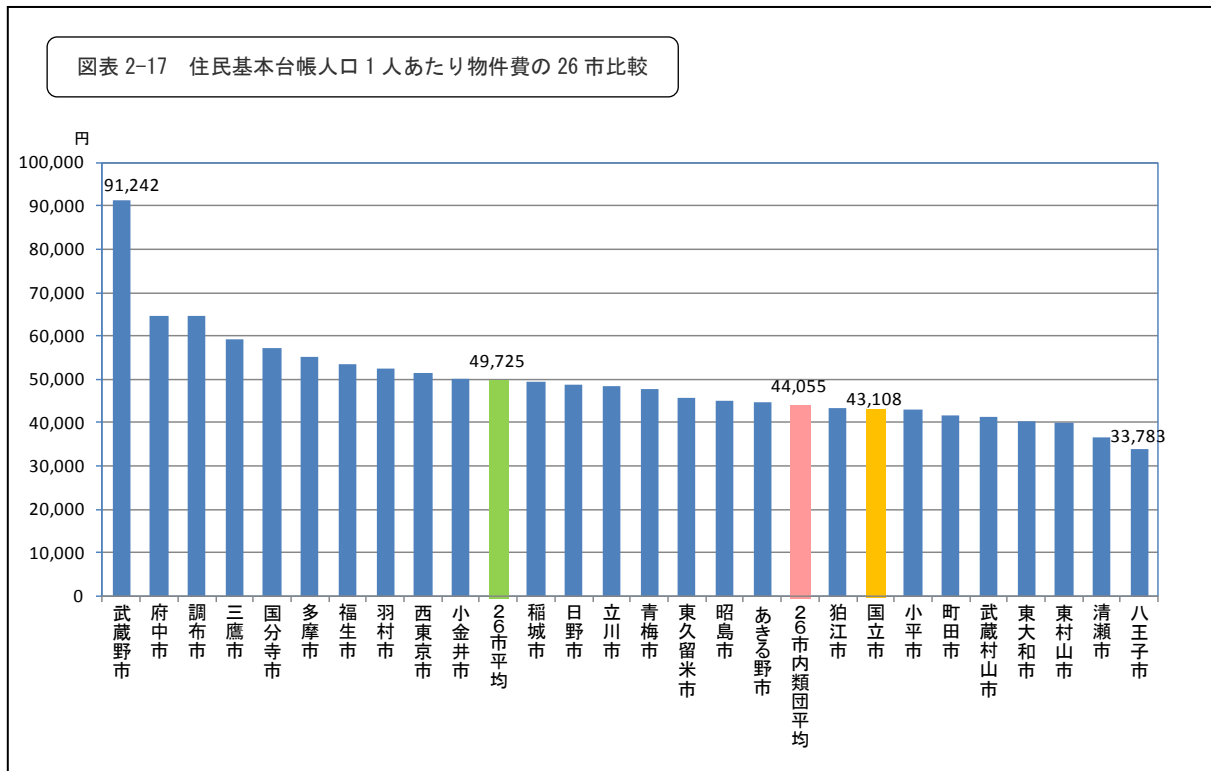
■ 公債費の比較

図表 2-15 住民基本台帳人口 1 人あたり公債費の 26 市比較

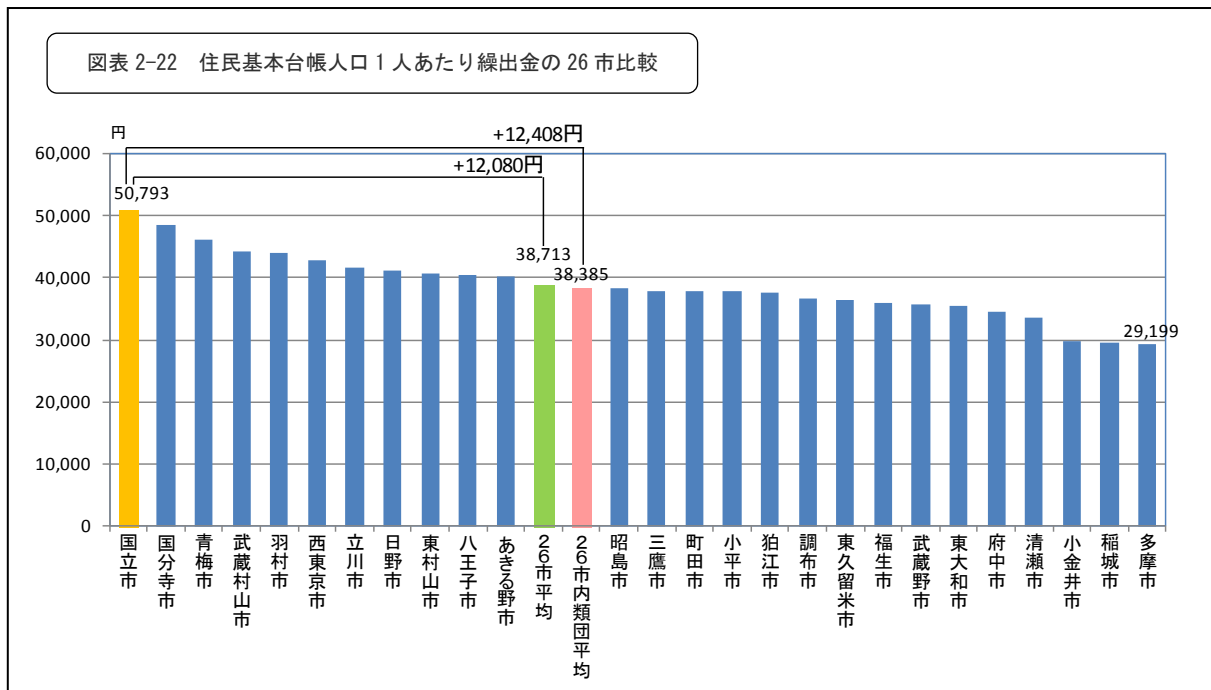




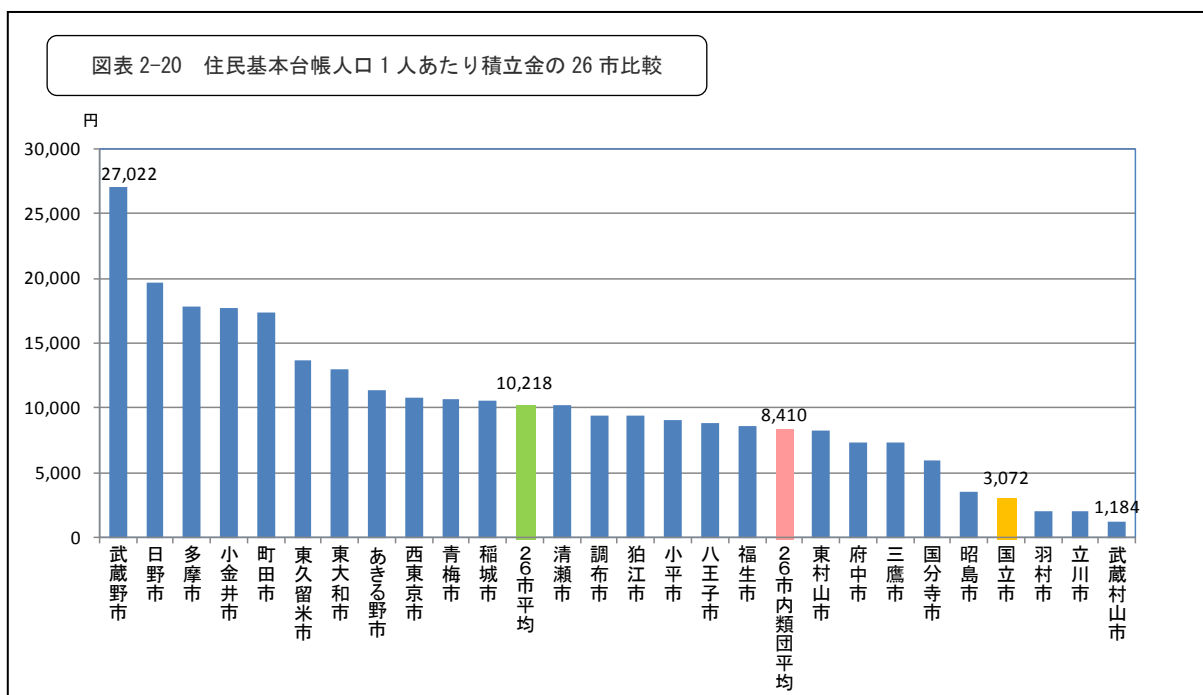
■物件費の比較



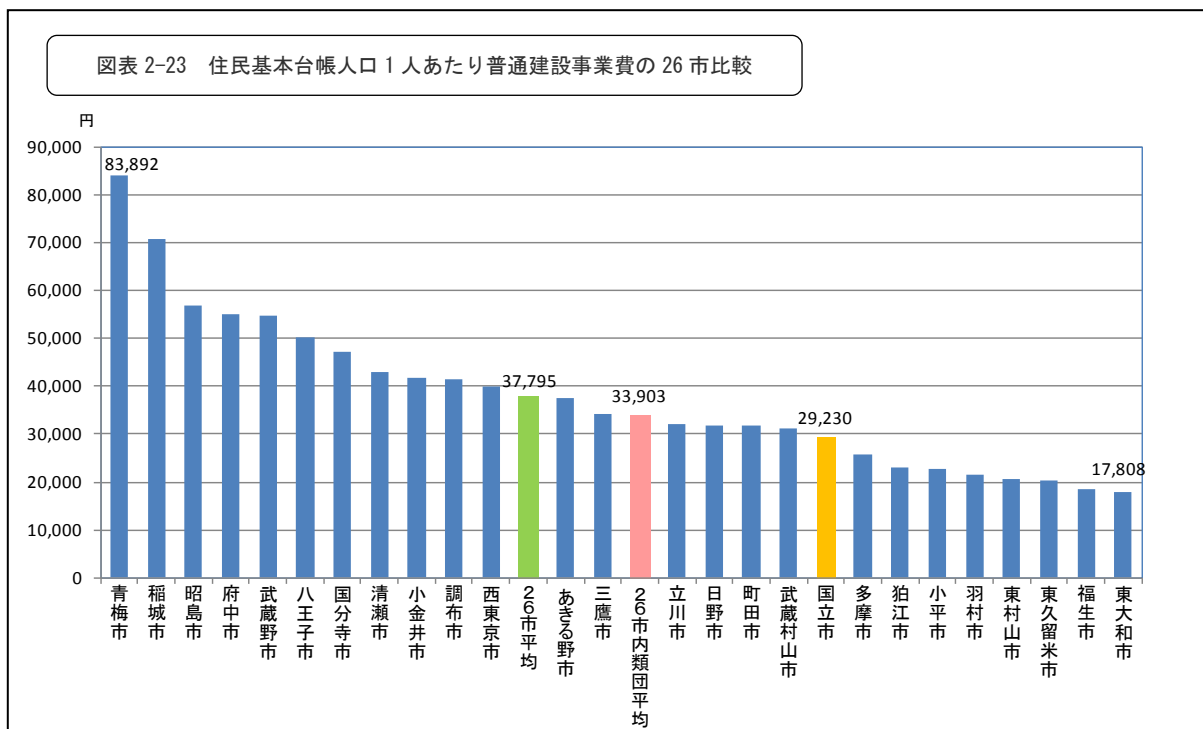
■繰出金の比較



■積立金の比較



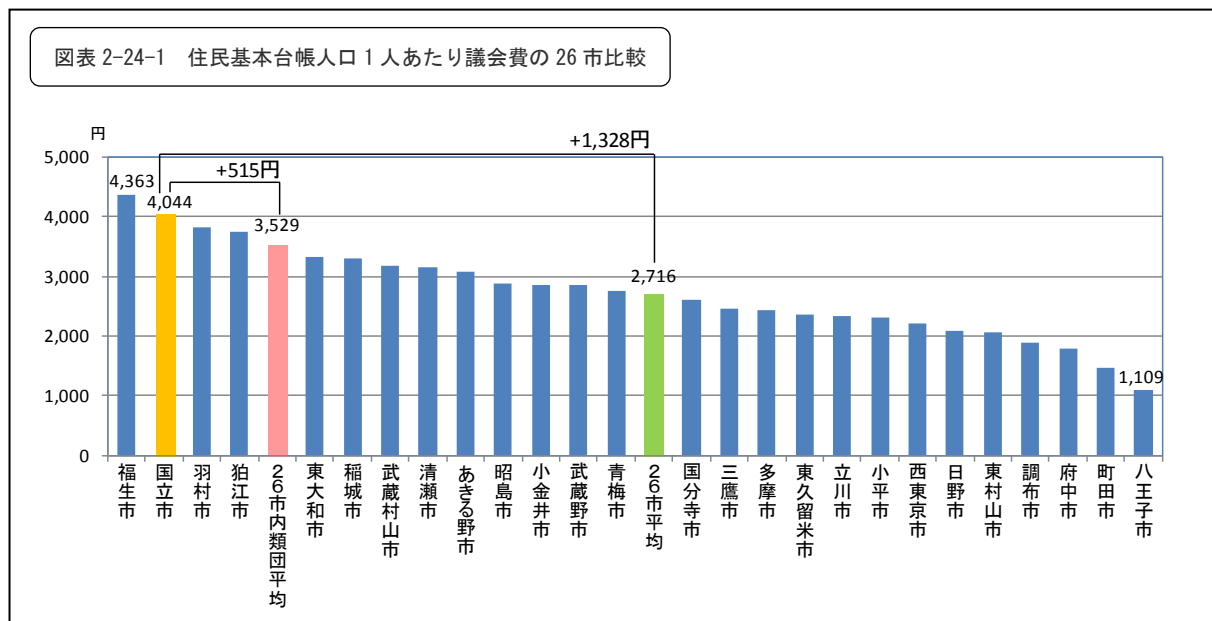
■普通建設事業費の比較



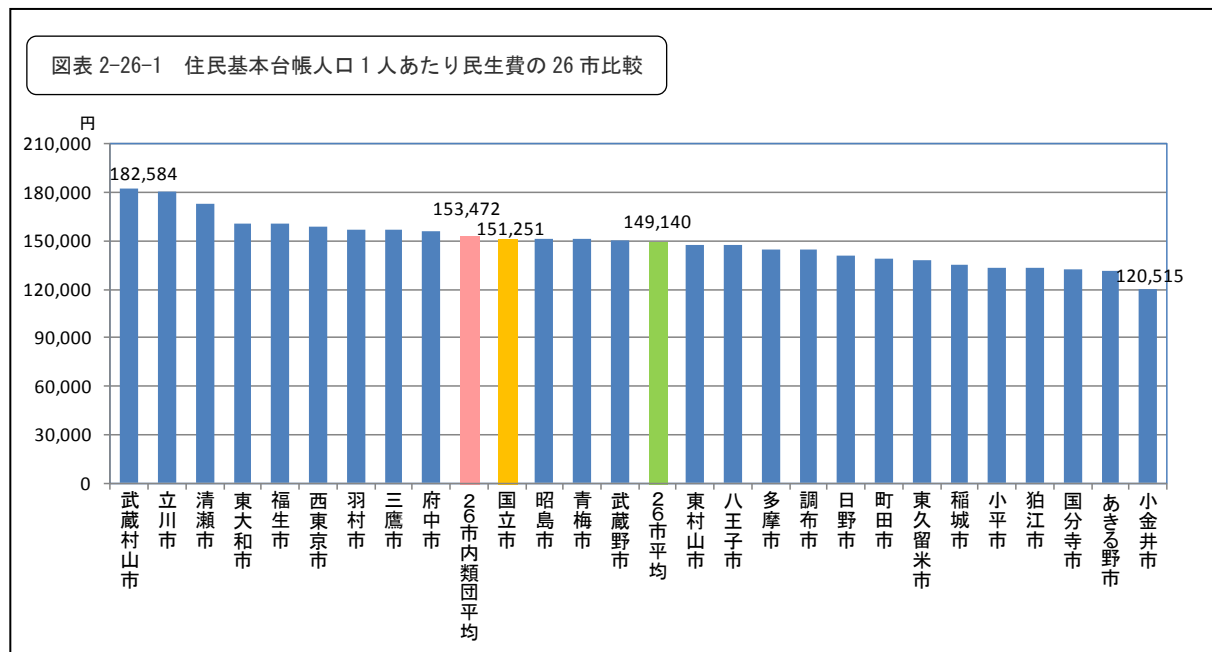


3. 歳出 目的別経費の比較

■議会費の比較

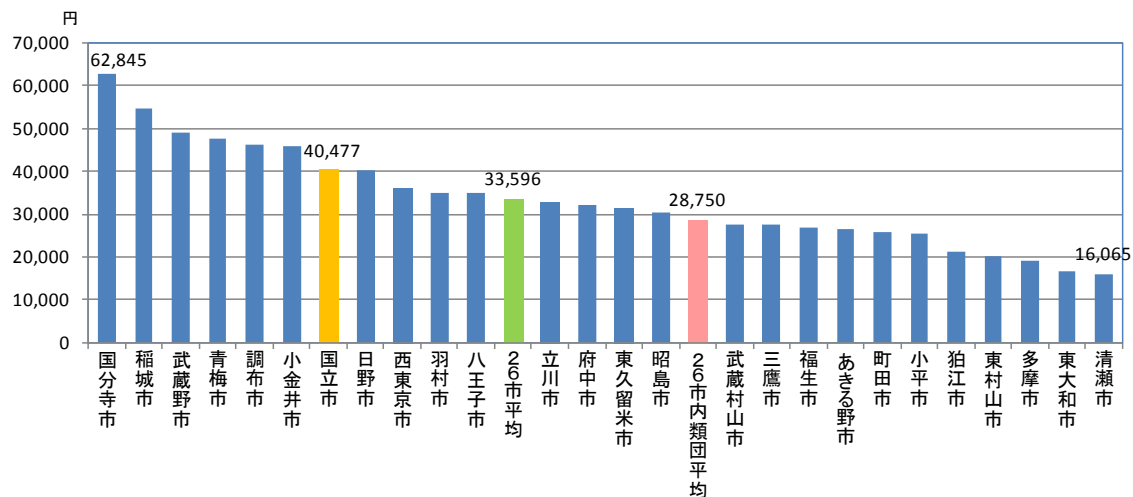


■民生費の比較



■土木費の比較

図表 2-31-1 住民基本台帳人口1人あたり土木費の26市比較



■教育費の比較

図表 2-33-1 住民基本台帳人口1人あたり教育費の26市比較

